## 「LEC 澤井の『サブリミナル・スーパー1000本ノック』判例難問対応」(RL13190/13191)から 第45回社労士試験【選択式】国年法 空欄 B が **的中** しました



## LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13190 p.17 / RL13190 p.32 <問 47 (正誤問題) >

被保険者又は老齢基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣の承認を受け、その者についての保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前10年以内の期間であって、保険料を徴収権が時効によって消滅しているものに限る。)の各月につき、一定の額を加算した後納保険料を納付することができる。

(解答 →× 老齢基礎年金の受給権者は後納保険料の納付を行うことができない。)



※実際の教材では赤字にはなっていません。

## 本試験出題はこうでした!

解答

解答

第45回 社労士試験 問題 〔選択式〕 国民年金法 【空欄B】

平成 24 年 10 月 1 日から起算して A を経過する
日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険
者であった者(国民年金法による B を除く。)
は、厚生労働大臣の承認を受け、 その者の国民年金の
被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間
及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する
月前 C 以内の期間であって、当該期間に係る国
民年金の保険料を徴収する権利が D しているも
のに限る。)の各月につき、当該各月の国民年金の保
険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国
民年金の保険料(E)を納付することができる。
(解答 A 33年)
解答 B → ②②老齢基礎年金の受給権者
解答 С → ⑥10年

→ ⑪時効によって消滅

→ ⑨後納保険料